



事業主の皆様へ

平成29年9月20日
社会保険労務士法人 リヴル総研
代表社員 奥村 繁子

澄んだ青空が秋を感じさせますね。これからの季節、朝夕が冷え込みインフルエンザが流行し始めました。

皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうかお伺い申し上げます。さて今月は、労働災害、特定求職者雇用開発助成金などについてお知らせいたします。

最低賃金 再度ご案内いたします

先月の所報でもお知らせいたしましたが、H29年10月1日より福井県の最低賃金が変わります。最低賃金は、時給者だけでなく月給者も確認が必要です。月給者も時給換算してご確認ください。平成19年から基本給が定額(最低賃金)のままの場合、月給の方はこの10年間で20,944円/月アップしていることになります。

他の都道府県の方や、ご不明な点等がございましたら、リヴル総研にお問い合わせ下さい。

《福井県の最低賃金》1日8時間、月22日間勤務の場合

H19年		H29年10月1日～	
時給	659円	119円UP	時給 778円
月給	115,984円	20944円UP	月給 136,928円

厚生年金保険料率が変わります

各事業所様あてに順次『社会保険料のお知らせ』をお送りしています。給与計算時の変更をお忘れなく。料率変更を行うタイミングなど、ご不明な点がございましたらリヴル総研にお問い合わせ下さい。

H29年9月改定 厚生年金保険料率 18.300%(本人負担 9.15%)

台風の季節です

台風被害、皆さまのところは大丈夫でしたか？

9月1日は防災の日です。災害について認識を深め、これに対処する心構えを準備する日だそうです。リヴルでは防災対策として、社用車の脱出ハンマーと、帰宅までの水と保存食を備えました。

また、地域の指定避難所も確認しました。

皆さまの事業所の防災対策はいかがですか？

何か良いアイデアがございましたら、ご教示下さいね。



働き方改革で見直そう みんなが輝く健康職場

平成29年度の全国労働衛生週間は10月1日～10月7日です。
福井労働局の重点目標は、以下の通りです。

1. ストレスチェックを始めとするメンタルヘルス対策の実施
2. 化学物質のリスクアセスメントの実施
3. 腰痛予防対策の徹底



👉 万が一労災が発生したら…

労働保険から支給される補償を超えて、損害賠償を請求されることもあります。労災は発生させないのがなによりも大切です。まず、雇入れ時の安全衛生教育を見直しましょう。

👉 雇入れ時の安全衛生教育とは以下の通りです

安衛法第59条第1項 安衛則第35条第1項

- ⑤ 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること
- ⑥ 整理、整頓及び清潔の保持に関すること
- ⑦ 事故時等における応急措置及び退避に関すること
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

北陸では冬季の会社敷地内での転倒事故が多いです。駐車場が敷地内であれば、社屋に入る前に転倒しても業務災害です。雪が降る前に滑りやすい場所がないか見直しておきましょう。また、盲点なのが通勤靴です。通勤靴については雇入れ時教育で指導しておきましょう。

化学物質を取り扱う業種では、一定の危険性・有害性が確認されている化学物質による危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施が事業者の義務となりました。平成28年6月1日より施行。
また防護具は適切に使用し、使用時間を確認しましょう。

就業規則は周知しましょう

会社の懲戒処分に従業員が不服がある時、労使紛争に発展する場合があります。会社が「就業規則に書いてある」と言っても、「周知されていない」となれば、懲戒処分が不当であるとなってしまいます。だれにでも読めるところに置くだけでは、「周知していた」と認められない場合もあります。入社時に交付する労働条件通知書に、「就業規則は食堂の棚の上段に備え付けてあります」等の一文を入れておくと、いざという時の証明になります。

特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)

雇入れ日の満年齢が**65歳以上の離職者**を、ハローワーク等の紹介により、1年以上継続して雇用することが確実な労働者(雇用保険の高年齢被保険者)として雇い入れる事業主に対して助成金を支給します。

《支給額》…対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下表の金額が支給対象期(6カ月)ごとに支給されます。※()内は中小企業以外の企業に対する支給額です

対象労働者の一週間の所定労働時間	支給額	支給対象期ごとの支給額
30時間以上 (短時間労働者以外)	<u>70(60)万円</u>	35(30)万円×2期
20時間以上30時間未満 (短時間労働者)	<u>50(40)万円</u>	25(20)万円×2期

支給要件変更のお知らせ(H29年1月1日～)

特定求職者雇用開発助成金(生涯現役コース)は、以下のように支給要件の一部を変更しました。※H29年4月1日より、『高年齢者雇用開発特別奨励金』から『生涯現役コース』に助成金の名称が変更になりました。

対象労働者の要件

現行		平成29年1月1日の雇入れから
(①～④の全てに該当する人)		(①②の両方に該当する人)
①	雇入れ日現在の満年齢が65歳以上の人	① 雇入れ日現在の満年齢が65歳以上の人
②	<u>紹介日および雇入れ日</u> に以下のいずれにも該当しない人 (イ)雇用保険の被保険者 (ロ)(イ)以外の方であって、雇入れにかかわる事業主以外の事業主と一週間の所定労働時間が20時間以上の雇用関係にある人	② <u>紹介日</u> に雇用保険の被保険者(一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者など、失業等の状態にない場合を含む)でない人
③	<u>雇用保険の被保険者資格を喪失した離職日の翌日から3年以内に雇入れられた人</u>	(削除)
④	<u>雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日以前1年間に被保険者期間が6カ月以上あった人</u>	(削除)

事業主の要件

現行	平成29年1月1日の雇入れから
ハローワーク等の紹介により1年以上継続して雇用する労働者(<u>一週間の所定労働時間が20時間以上</u>)として雇い入れる事業主	ハローワーク等の紹介により1年以上継続して雇用する労働者(<u>雇用保険の高年齢被保険者</u>)として雇い入れる事業主

詳しくはリヴル総研にお問い合わせ下さい。



革新フォーラムのお知らせ

『日本で一番大切にしたい会社大賞』中小企業庁長官賞を受賞されました
「清川メッキ工業株式会社」専務取締役の清川卓二様のお話です。

講演会会場 福井県産業支援センター 2階B会議室
日 程 H29年9月28日(木) 15:00講演開始



先日福井駅で、革新フォーラムでも度々ご講演いただいている坂本光司教授のご著書から引用した文章を印刷したチラシを配っていました。チラシの内容をよく読むと、宗教団体の印刷物でした。

弊社代表社員の奥村が代表をつとめる革新フォーラムは、政治、宗教、とは関係のない団体です。坂本教授が発起人代表となった『人を大切にする経営学会』の常任理事として、奥村は日々活動しています。

リヴルのお庭のお話

9月に入って暑さも落ち着き、花には嬉しい季節となりました。

8月24日(木)に、「秋のバラの剪定と大苗の植え付けについて」の講習会に行きました。講習の先生のご指導では、剪定とは長い枝と細い枝をバツサリ切り、饅頭のように丸くすることだと、(そうざつくりした感じですが…)個人的にはそう思いました。

その後に剪定の体験を試みましたが、大胆に切っていいのか?と戸惑いがありました。

元気良く、綺麗に咲かせるために、勇気を持って大胆に剪定をしていきます。来春が楽しみです。



社会保険労務士法人リヴル総研

奥村 繁子 行政書士事務所

〒910-0347 福井県坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-19

T e l 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 0 0

F a x 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 1 0

※無断転用を禁じます